資料4

議題４　市内部での行政財産目的外使用に係る手続きについて（刈谷市提出）

市名	回答			
	(1)所管部署以外の部署が使用する場合、使用許可申請及び減免申請を行っているか	(2)【(1)行っていない場合】 どのような方法によっているか	(3)教育委員会や公営企業が使用する場合、使用許可申請及び減免申請を行っているか	(4)【(3)行っていない場合】 どのような方法によっているか
名古屋市	行っていない	使用承認により行っている。公有財産を使用したい局区室の長等が公有財産使用承認申出書を公有財産を管理している局区室の長に提出し、それに基づいて使用承認するという方法。	行っていない	使用承認により行っている。公有財産を使用したい教育委員会等が公有財産使用承認申出書を公有財産を管理している局区室の長に提出し、それに基づいて使用承認するという方法。
豊橋市	行っている		行っている	
岡崎市	行っていない	使用承認という形で使用している。	行っていない	使用承認という形で使用している。
一宮市	行っていない	当課管理施設の場合は、利用を希望する部署に、利用日時（期間）・目的等を記載した当課長あての依頼文書の提出を求めている。各施設においても同じ取扱いであるが、施設管理者の判断によっては、この限りではない場合がある。	行っていない	（２）と同様の取り扱いとしている。
瀬戸市	行っている		行っている	
半田市	行っている		行っている	
春日井市	行っていない	使用する所属長名の使用承認依頼書を使用先の所管課長宛てに提出し、使用承認を受けています。	行っている	
豊川市	行っていない	行政財産の使用承認 ※豊川市行政財産の目的外使用に関する事務取扱要領による	行っていない	行政財産の使用承認 ※豊川市行政財産の目的外使用に関する事務取扱要領による
津島市	行っている		行っている	
碧南市	行っている	減免申請は行っていない。	行っている	減免申請は行っていない。
刈谷市	行っている		行っている	
豊田市	行っていない	公有財産管理規則で定める使用承認で使用させている。	行っていない	公有財産管理規則で定める使用承認で使用させている。
安城市	行っていない	市の業務として行っており、目的外使用に該当しないと考えるため。	行っていない	市の業務として行っており、目的外使用に該当しないと考えるため。
西尾市	行っていない	財産管理規則の他に特別の定めがない場合は、原則１年以内で使用承認等の手続きにより使用できるとしている。	行っていない	使用承認等による手続きを認めている。
蒲郡市	行っている		行っている	
犬山市	行っていない	各所管課の定める様式によって行っている。本庁舎の場合は庁舎使用許可申請書を使用している。	行っている	
常滑市	行っている	作業届の提出で申請に代えている（土木課）	行っている	

資料4

議題４　市内部での行政財産目的外使用に係る手続きについて（刈谷市提出）

市名	回答			
	（1）所管部署以外の部署が使用する場合、使用許可申請及び減免申請を行っているか	（2）【(1)行っていない場合】 どのような方法によっているか	（3）教育委員会や公営企業が使用する場合、使用許可申請及び減免申請を行っているか	（4）【(3)行っていない場合】 どのような方法によっているか
江　南　市	行っている		行っている	
小　牧　市	行っている		行っている	
稲　沢　市	行っている		行っている	
新　城　市	行っていない	手続きを定めていないが、民間利用の場合と同様の目的外使用許可手続きではなく、別途使用申請・承諾の手続きを行うものと考えられる。	行っていない	教育委員会及び公営企業の使用は、庁舎の事務室としての使用があるが、市の事業目的の範囲内であるため、手続きは執っていない。
東　海　市	行っている		行っている	
大　府　市	行っていない	課長名で依頼文書をもらっている。	行っている	
知　多　市	行っている		行っている	
知　立　市	行っている		行っている	
尾 張 旭 市	行っていない	課長間での使用依頼書等の方法で行っている。	行っていない	課長間での使用依頼書等の方法で行っている。
高　浜　市	行っている		行っている	
岩　倉　市	行っている		行っている	
豊　明　市	行っている	使用許可申請を該当課長から総務課長あてに提出させている	行っている	
日　進　市	行っていない	申請について、庁舎に関しては、庁舎管理規則に基づき、庁舎使用許可願を提出。 他施設についても、条例や管理規則等に基づいた申請書を提出している。 減免について、各条例、規則または日進市公の施設の使用料の減免に関する要綱に基づき、市又は市の機関が、行政目的のために利用する場合等は減免としている。	行っていない	（２）に同じ
田　原　市	行っていない	田原市公有財産管理規則３６条（所管外使用）に従い、使用を承諾している。（様式等は任意）	行っていない	田原市公有財産管理規則３６条（所管外使用）に従い、使用を承諾している。（様式等は任意）
愛　西　市	行っている		行っている	
清　須　市	行っている	－	行っている	－

資料4

議題４　市内部での行政財産目的外使用に係る手続きについて（刈谷市提出）

市名	回答			
	(1)所管部署以外の部署が使用する場合、使用許可申請及び減免申請を行っているか	(2)【(1)行っていない場合】 どのような方法によっているか	(3)教育委員会や公営企業が使用する場合、使用許可申請及び減免申請を行っているか	(4)【(3)行っていない場合】 どのような方法によっているか
北名古屋市	行っていない	所管部署へ施設利用許可申請書を送付している。	行っていない	所管部署へ施設利用許可申請書を送付している。
弥　富　市	行っている		行っている	
みよし市	行っている		行っている	
あ　ま　市	行っていない	依頼文書による方法で処理している。	行っていない	依頼文書による方法で処理している。
長久手市	行っていない	市役所を公務で使用する場合は、行政財産目的外使用にはなじまないため、市の規則に基づく「庁内使用許可」として使用している。他の公共施設の使用については、各施設の条例に基づく施設利用として申請するとともに減免申請を行っている。	行っていない	(2)と同様の方法としている。ただし、市役所を公務で使用する場合は、市長部局の補助執行との取扱も考えられる。